



北葛飾郡杉戸町杉戸 2-7-3 TEL 0480-34-1601

『設備認定』担当 業務部 氏家 隆博

太陽光発電所長 各位 (平成 24 年 7 月から平成 29 年 3 月に発電開始された方へ)

皆様には、当社へ太陽光発電システム設置工事をご依頼いただき、誠にありがとうございました。

皆様のお使いいただいている太陽光発電システムは、『再生可能エネルギーの固定価格買取制度（通称 F I T 制度）』に基づき、発電開始前に経済産業省の『設備認定』を取得していましたが、この度平成 29 年 4 月 1 日の制度改正で、「売電先」「売電単価」「お客様のメールアドレス」といった項目を登録し、旧制度から改正後の新制度への認定の移行の手続きが必要となりました。

この手続きはすべて太平ホームにて行いますので、「売電先」「売電単価」「お客様のメールアドレス」を、お教えいただきたくお願いいたします。

下のQRコードから当社 WEB サイトにアクセスし、ご回答フォームにご入力をお願いいたします。ご多忙のところ恐れいりますが、よろしくお願い申し上げます。



← 当社 WEB サイト内 ご回答フォームのページへ
(<http://www.taiheihome.co.jp/infomation/5679/>)

※ 今回の制度改正は、皆様の売電価格や売電期間が変わるものではありません。また、皆様ご自身で手続きが必要なものではありません。詳しくお調べになりたい方は、経済産業省 資源エネルギー庁 Web サイト
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html 「なっとく！再生可能エネルギー」をご覧ください。